

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための
農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律について

令和 6 年 8 月
農林水産省 経営局・農村振興局

食料安全保障強化に向けた農地制度見直しについて

- 食料安全保障の根幹は、人と農地の確保。
- 農地は食料生産の基盤であり、農地の総量確保と適正利用のための措置を強化するとともに、人口減少に対応し、将来にわたっての農地の総量確保を図るため、人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化についても所要の措置を講じていく。

【具体的な措置】

農地の確保・適正利用に係る措置の強化

<農地の総量確保のための措置>

○ 農地の総量確保のための措置の強化

→ 県の面積目標の達成に向けた措置及び農用地区域の変更に係る国の関与強化 等

○ 農地転用に係る手続の厳格化

→ 農地転用許可後の定期報告及び原状回復命令に従わない者の公表

<適正利用のための措置>

○ 農地の権利取得の厳格化

→ 農地の権利取得時の法令遵守状況等を確認し、不適正な農地利用を防止 等

農地の確保・適正利用に
係る措置を強化した上で

将来にわたって農地の総量を確保し、最大限活用を図るための措置

○ 人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化

→ 懸念払拭措置を講じた上で食品事業者等との連携による出資の柔軟化

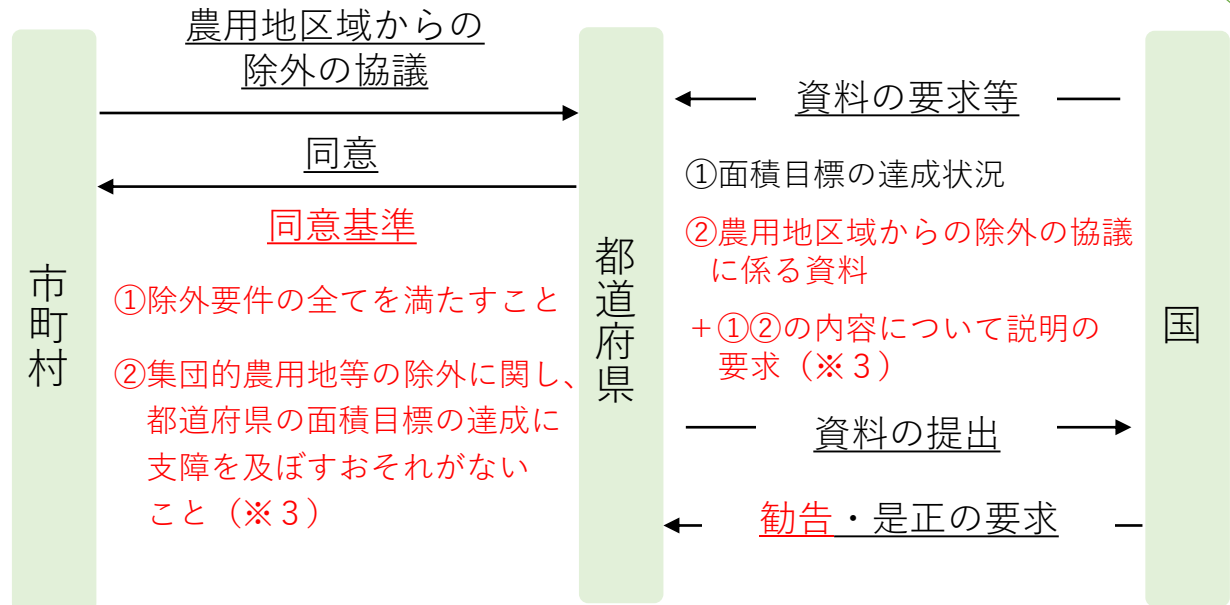
農地の総量確保のための措置の強化（農振法）

- 目的規定に**食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記**
- **国と地方公共団体の責務**及び国の基本指針・都道府県の基本方針（※１）の**面積目標の対象を農用地区域内の農用地に明確化**するとともに、基本指針策定に当たっての**国と地方の協議の場を法定化**
- 農用地の総量確保の措置として、①**除外に係る都道府県の同意基準の追加**、②**国の関与に係る手続を整備**
- 農用地区域に定めるべき土地として、**地域計画（※２）の達成のために必要な土地を追加**

農地の総量確保のための措置の概要

以下の赤字は改正部分

- 市町村の整備計画の策定・変更
- <農用地区域からの除外要件>
- ①代替地がないこと
 - ②地域計画の達成に支障を及ぼさないこと
 - ③農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと
 - ④農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと
 - ⑤土地改良施設に支障を及ぼさないこと
 - ⑥農業生産基盤整備事業完了後８年を経過していること
- <農用地区域に含めるべき土地>
- ①一定規模（10ha）以上の集团的農用地
 - ②農業生産基盤整備事業の対象地
 - ③土地改良施設用地
 - ④農業用施設用地（2ha以上又は①、②に隣接）
 - ⑤その他必要な土地
- <追加>
- 地域計画の達成を図るため、農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地



- （※１）農用地等の確保のため、国が定める基本指針、各都道府県が定める基本方針それぞれにおいて、面積目標を設定
- （※２）農業経営基盤強化促進法に基づき、地域における農業の将来の在り方等について、地域の農業者等による協議の結果を踏まえ、市町村が作成する計画（４ページ参照）
- （※３）面積目標の達成に支障がないよう、遊休農地の解消や農用地区域への編入等を講じようとしていること等

参考：農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要について

- 農業振興地域制度により、**農業上の利用を図るべき土地を「農用地区域」としてゾーニング（転用不可）**
- 農地転用許可制度により、個別にその優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、**農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導**

農業振興地域制度（農振法） 〈農業上の土地利用のゾーニング〉

農業振興地域

長期にわたり総合的に農業振興を図る地域
（都道府県が指定）

農用地区域

（市町村が設定）

農業上の利用を図るべき土地の区域
（**転用禁止**）

（農用地区域から**除外**）

農振白地地域

農業振興地域外

農地転用許可制度（農地法） 〈個別転用を規制〉

【許可権者】

- ・ 都道府県知事
- ・ 指定市町村（農林水産大臣が指定する市町村）の長
（4ha超は農林水産大臣に協議）

農用地区域内の農地については**不許可**

農用地区域外の農地のうち、
以下に該当する場合には、**許可**

- ・ 土地改良事業の対象となっていない小集団の生産力の低い農地
- ・ 市街地にある農地 等

市街化区域の農地：届出で転用可能

農地面積
429.7万ha
（令和5年）

農用地区域内の農地
397.8万ha
（令和4年）

- ・ 集团的農地、基盤整備農地等
- ・ 農地転用が原則禁止

農振白地地域内の農地
農業振興地域外の農地

- ・ 中山間地の狭小な農地
- ・ 市街地にある農地 等

参考：地域計画について

- **同意市町村**（※）は、地域における農業の将来の在り方等について、**協議の場**を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「**地域計画**」（人・農地プラン）を策定
- 地域計画は、**施行日**（令和5年4月1日）**から2年以内**（**令和7年3月末まで**）に策定（**随時変更**が可能）

農用地区域は地域計画への位置付けをお願いします！

※同意市町村とは、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（都道府県知事の同意が必要）を策定した市町村をいう。

地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域ごとに、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による協議の場を設置し、次を話し合い

- ① 区域における**農業の将来の在り方**
- ② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
- ③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理
緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ
茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を公表

同意市町村が地域計画を策定

○同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

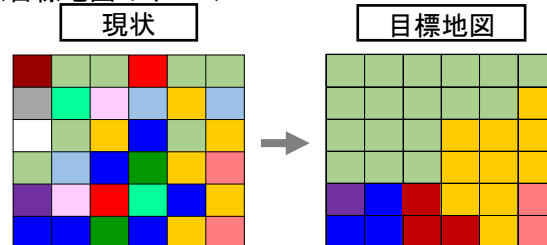
①地域計画の区域

- ②①の区域における**農業の将来の在り方**
- ③②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**等

○同意市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示**（「**目標地図**」）

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成
（**情勢の推移**に応じ、**随時変更**が可能）

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

※地域計画の策定は、**市街化区域については行わない**。

農地転用に係る手続の厳格化（農地法）

- 不適切な転用を防止するため、**農地転用の許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築**
- 違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が、**当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じない等の場合に、その旨を公表する仕組みを創設**

農地転用許可手続

従 来

転用許可は条件を付けてすることができる。

事務処理要領において次の条件を付けるよう運用

- ① 事業計画に従って事業の用に供すること
- ② 工事が完了するまでの間、許可の日から3か月後及びその後1年ごとに進捗状況、完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること
- ③ 一時的な利用の場合は、工事完了の日までに農地に復元すること

※課題

- ・ 営農型太陽光発電等において不適切な事案が見受けられるところ、定期報告を行わない、事業目的どおり事業を行っていないなどの場合は、許可条件違反を厳しく問う必要。
- ・ 農地法第51条の違反転用（許可条件違反）に係る処分を行った場合は訴訟リスクもあるところ、条件を付けることが義務化されておらず、また、付ける条件の内容が法令上明記されていないことから当該処分を講じにくい。

改正後

転用許可は、転用行為が完了するまでの間、実施状況について報告することその他の必要な条件を付けてしなければならない。

※指導や違反転用に係る処分がしやすくなる

違反転用に対する措置

違反転用の発見



是正指導



指導に従わない場合

書面による勧告



勧告に従わない場合

許可の取消、
原状回復命令等



命令に従わない場合

違反情報の公表

【公表の内容】

- ・ 命令に従わなかった旨
- ・ 土地の地番
- ・ 氏名 等

※公表の効果

- ・ 違反者が命令を履行
 - ・ 違反転用地の第三者への権利移動の防止
- （本規定が存在することによる違反転用そのものの抑止）



行政代執行

農地の権利取得時の耕作者の属性の確認（農地法第3条等）

- 農地の権利取得の許可要件の例示として、**農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況**を追加
- 農地所有適格法人について、**拒否権付株式**を発行している場合には、その**種類株主総会**においても**農業関係者が議決権の過半を占めるべきことを明確化**（法の施行から1年間は経過措置）

農地法における権利取得の主な許可要件（第3条第2項）

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ① 農地の 全て を効率的に利用する（第1号） | ○ 耕作に必要な機械の所有状況、労働力、技術、 農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況 を見て判断 |
| ② 法人の場合は 農地所有適格法人 である（第2号） | ○ 役員要件、議決権要件（ 種類株主総会においても農業関係者が議決権の過半を占めることを明確化 ）等 |
| ③ 必要な 農作業に常時従事 する（第4号） | ○ 農作業に年間従事する日数は 原則150日 以上 |
| ④ 周辺の農地利用に支障がない （第6号） | ○ 農地の 面的集積を分断 する、他の農業者の 水利用や有機農業を阻害 する農地利用でないこと |

具体的な運用イメージ（検討中）

①農地の権利取得希望者は、以下の状況について3条許可申請の際に申告

- ・ 農作業に従事する者の配置の状況からして各農地で農作業を行うことが可能なのか（市町村別に従事状況を申請していただくことを想定）
 - ・ 農業関係法令（※）の違反がないか
- ※農地法、農振法、種苗法、農薬取締法を想定

②農業委員会は、①の申告を審査。必要に応じて関係行政機関に問い合わせを行う

農地所有適格法人の経営基盤強化（基盤法第3章の2等）

- 農地所有適格法人が、**出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）**について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、**議決権要件の特例**を措置。認定後は、**農地の権利移動・転用等を国が都度確認**。

申請者

（農地所有適格法人）



更なる経営発展
に取り組みたい

農産物の取引
出資

出資者
（食品事業者等）

出資者の要件

- 取引実績のある食品事業者、地銀ファンド（投資円滑化法の承認組合に限る予定）であること

申請者の要件

- 認定農業者として**5年以上の実績**があること
- 地域計画に位置付けられていること**
- 農地の権利移転・転用、取締役の選解任の決定について、株主総会の特別決議（2/3の賛成）を要する旨が定款において定められていること**

計画申請

計画認定、監督

農林水産大臣

大臣による計画の認定要件

- 地域計画の達成に資すること**、内容が目標達成のために適切であること
- 農地の全てを適正に利用していること、農地の権利移転・転用が計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと** 等

※詳細は検討中

認定後の監督措置

- 計画を変更する際は、**大臣の認定**が必要。
- 認定後の農地の権利移転・転用には計画の変更を要し、**国が、都道府県等にも協議した上で都度認定**。
- 国に対する定期報告義務、国が随時報告徴求可**。必要に応じ勧告、取消し。
- 法人の情報について、**国・地方自治体間で相互利用可**。

計画の記載事項

- 農業経営の発展に関する目標**
- 出資額等の出資に関する事項**
- 目標達成のための措置内容**
- 所有権等を有している農地
- 今後権利を取得しようとしている農地等

情報提供・協議
（※）

情報提供・協議
同意（※）

都道府県・市町村・農委

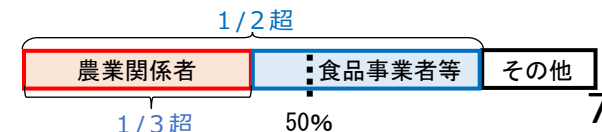
※協議内容は、農地法第3条～5条のみなし規定関連のもの

この制度について御興味のある法人の方は農林水産省経営局農地政策課まで御連絡ください

特例の内容

計画について大臣の認定を受けた場合には、農地所有適格法人について、

- 農業関係者が1/3超の議決権**を有していること、かつ、
- 農業関係者＋食品事業者等が1/2超の議決権**を有していること を要件とする。



参考：法人経営体と食品産業等との連携

○ 地域の農地や雇用の受け皿として活動する農地所有適格法人の中には、生産規模の拡大や、経営の多角化に取り組む中で、取引先等からの出資により、資本面での増強を図り、更なる投資に繋げる法人や、実需者の視点を取り込み、経営発展を図る法人があり、農業経営発展計画制度では、こうした農地所有適格法人と食品事業者等との連携による経営基盤強化をより促進。

かまくらや（長野県松本市）

設立：平成21年

経営品目：そば・大豆・ジュース用トマト・にんじん・タマネギ

経営面積：220ha

従業員数：33名

売上高：2億4,000万円

事業内容：

- ・農業生産
- ・加工（そば製粉、菓子製造）
- ・販売（土産屋・そば屋）

出資比率：農業関係者68%、取引先事業者（2社）32%

遊休農地を活用し、自社での開墾・再生も実施し、地域の農地を積極的に引き受け。

従業員33名の平均年齢は29歳。うち24名が新卒入社。

事業の多角化にも取り組んでおり、令和2年に「そば処かまくらや」を開業したほか、そばかりんとう等の加工品を直営店やインターネットで販売

天候・コロナ等の市場リスクに対応し、経営の安定化を図るため「ジュース用トマト」「タマネギ」などの新作物に挑戦。令和3年にはグループ会社「安曇野みらい農園」を設立し農福連携事業にも取り組む。今後は、新規事業向けの加工野菜を年間で出荷可能な加工調理施設や貯蔵冷蔵庫等を導入予定であり、取引先からの出資額の増加も図る考え。



舞台ファーム（宮城県仙台市）

設立：平成15年

経営品目：米・野菜

従業員数：102名（グループ208名）

売上高：25.4億円

事業内容：

- ・野菜・米の生産・販売
- ・野菜物加工・販売 等

出資比率：農業関係者80%、アイリスオーヤマ20%



米・野菜の生産・加工・販売のほか、物流や農機具シェアサービスや、グループ会社による障がい者就労支援、福島県内市町村と連携した営農再開支援等の取組を展開。

セブン-イレブンのベンダーとして商品開発も実施（カット野菜・おにぎり等）。

令和3年に竣工した、次世代型自動レタス工場（最大4万株/日）では、稼働に当たり、地元雇用30名を創出。

アイリスオーヤマと共同出資により、精米・販売を行う舞台アグリイノベーション株式会社を設立し、日本最大級の精米工場を運営。パック米の販売・輸出も実施。

共同出資のメリットとして、出資を契機として、実需者側から経営、生産・品質管理面での参画を得られることを挙げる。

地域計画内における遊休農地の解消の迅速化（基盤法第22条の7）

○ 農地バンクが行う地域計画区域内の遊休農地の担い手への権利設定に係る手続を迅速化・義務化

農地法の遊休農地措置の仕組み

① 農業委員会による利用状況調査

② 農業委員会による遊休農地の所有者への利用意向調査

③ 農地バンクとの協議の勧告

⇒ 所有者が意向どおりに農地を利用していない場合、**農業委員会が所有者に対し農地バンクと協議**するよう勧告

協議が不調に終わった場合、農地バンクは、
勧告から**6か月以内**に知事への裁定申請が**可能**

④ 都道府県知事による裁定・公告

⇒ 農地バンクからの申請を受け、都道府県知事が所有者に対し**農地バンクへの利用権を設定**すべき旨を裁定

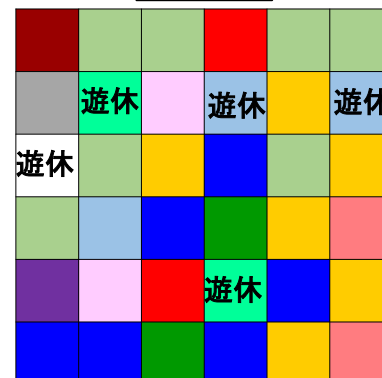
農地バンクへ利用権設定（40年以内）

農地バンクが担い手へ利用権設定（40年以内）

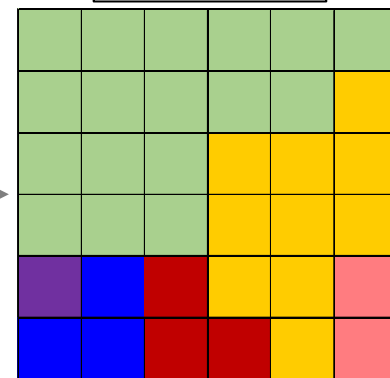
地域計画（目標地図）について

市町村は、R7年3月までに集落単位で地域計画を策定し、**遊休農地を含め、10年後の農地利用の姿を示した目標地図**を作成

現状



目標地図



バンク計画及び裁定手続を活用し、
円滑な権利設定を推進



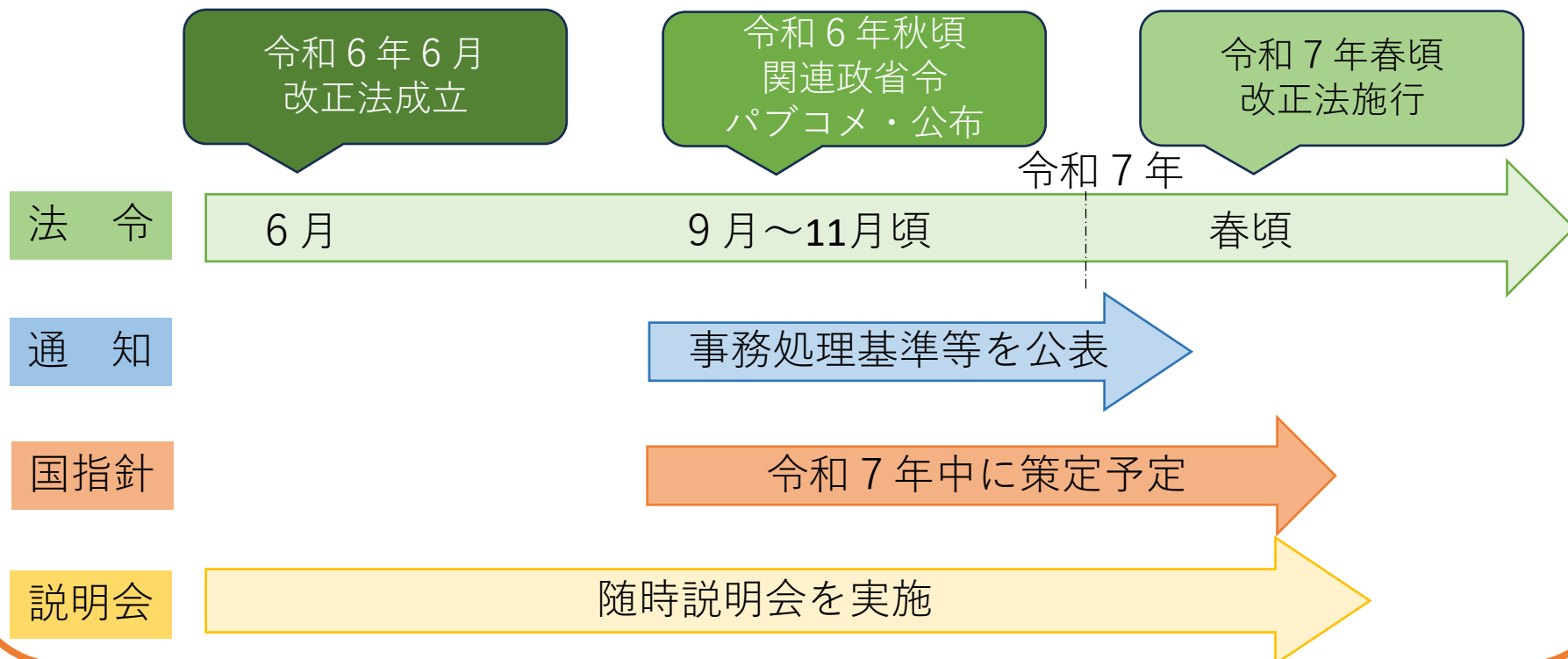
地域計画に位置付けられたので、今後地域計画に沿って、農地を拡大していくための準備をしていくが、準備ができ次第、スムーズに耕作を始めたい。

今後、**各地域で地域計画を達成**していくためには、**目標地図で受け手が位置付けられた遊休農地について、受け手に利用権が迅速、かつ、確実に設定されることが重要**

→地域計画内での遊休農地措置については、**農地バンクが遅滞なく知事への裁定申請することを義務化**

今後のスケジュール

- ① 改正法の施行日は附則で公布の日（令和6年6月21日）から1年以内とされているところ、**関連政省令は秋頃にパブリックコメント・公布を予定**
- ② **事務処理基準やガイドライン等**についても、十分な周知期間を持って施行までに公表予定
- ③ **農用地等の確保等に関する基本指針**については、「**国と地方の協議の場**」における協議を経て、**令和7年中**に策定予定
- ④ 改正法の円滑な施行のため、**今後も都道府県、市町村、農業委員会、生産者、食品事業者等の皆様と随時意見交換や説明会**を実施予定



参考：農地バンク計画への一本化について

農業者の皆様へ

農地の貸し借り(売買)は、令和7年4月から、原則として農地バンク経由になります！

〔 現 行 〕

市町村計画(※1)による
相対の農地の貸借



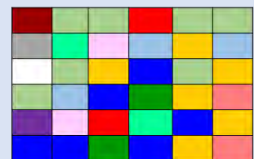
- ※1 市町村が作成する農用地利用集積計画
(同計画による貸借は令和7年3月までは経過措置期間として活用可能)
- ※2 目標地図：市町村の作成する地域計画の中で、農地一筆ごとに、
誰が耕作するのかを示した地図。随時更新が可能。

〔 令和7年4月以降
又は
地域計画が策定された地域 〕

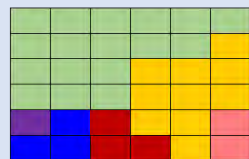
目標地図(※2)の実現に向けた
農地バンクによる農地の貸借



それぞれの農地が
バラバラに混在...



農業者ごとにまとめて
使いやすく！



農地バンク

これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から
農地バンクを経由した農用地利用集積等促進計画に一本化

※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

農地の貸し借りは
農地バンクへ

農林水産省

農地バンク活用には
各種メリットがあります！



貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力が金交付される(使い道は地域で自由に決定)
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

☆メリットについては各種要件を満たす必要がある場合があります。
☆農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

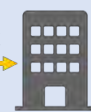
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索



相談



農地バンク
市町村
農業委員会

連絡



〈権利設定のイメージ〉

ご相談はお近くの**農地バンク・市町村・農業委員会**まで！

農林水産省